

川崎市病院局規程第12号

川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和8年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

## 川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程

川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程第36号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第8号を次のように改める。

（8）建物等の軽易な（100万円以下）小破修繕料

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

地方公営企業法施行令の一部改正に伴い、事務の効率化による働き方改革の推進及び物価高騰に対応するため、この規程を制定するものである。